



食安発第 0224002 号
平成 17 年 2 月 24 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

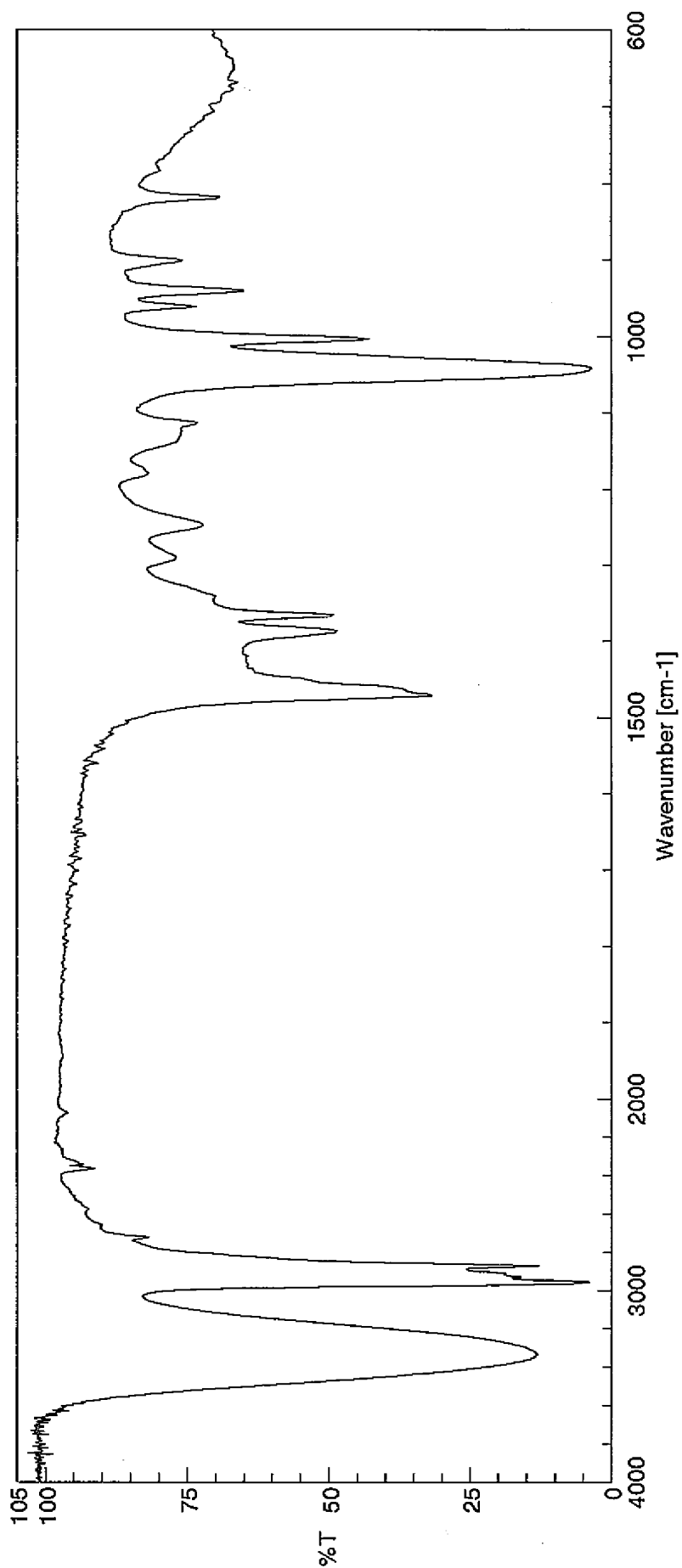
 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

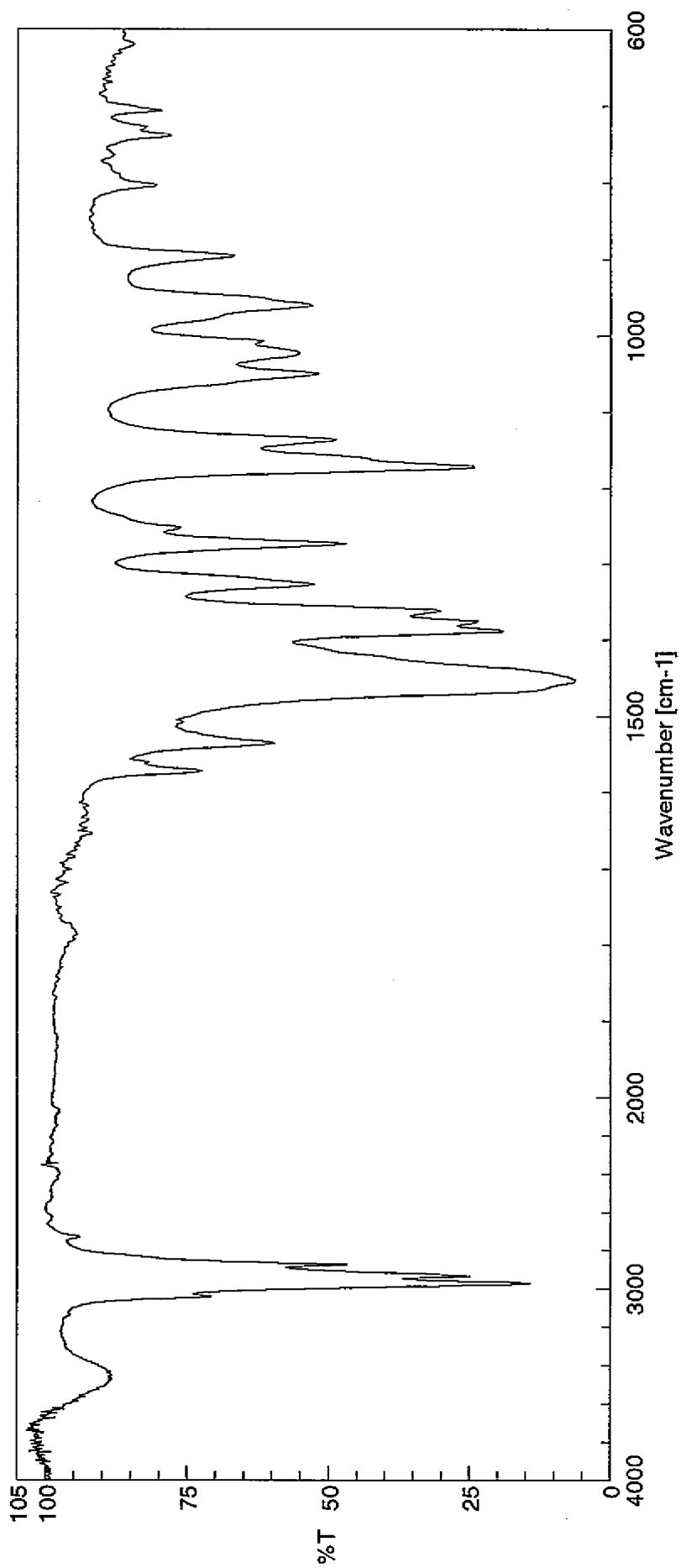
イソブタノール、2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び 2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物及び 2,3,5,6-テトラメチルピラジンの参照赤外吸収スペクトルについて

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 16 年厚生労働省令第 181 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 16 年厚生労働省告示第 448 号）が昨年 12 月 24 日に公布、施行・一部適用され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が改正され、イソブタノール、2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び 2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物及び 2,3,5,6-テトラメチルピラジン（以下「香料」という。）が食品添加物として指定されたところである。

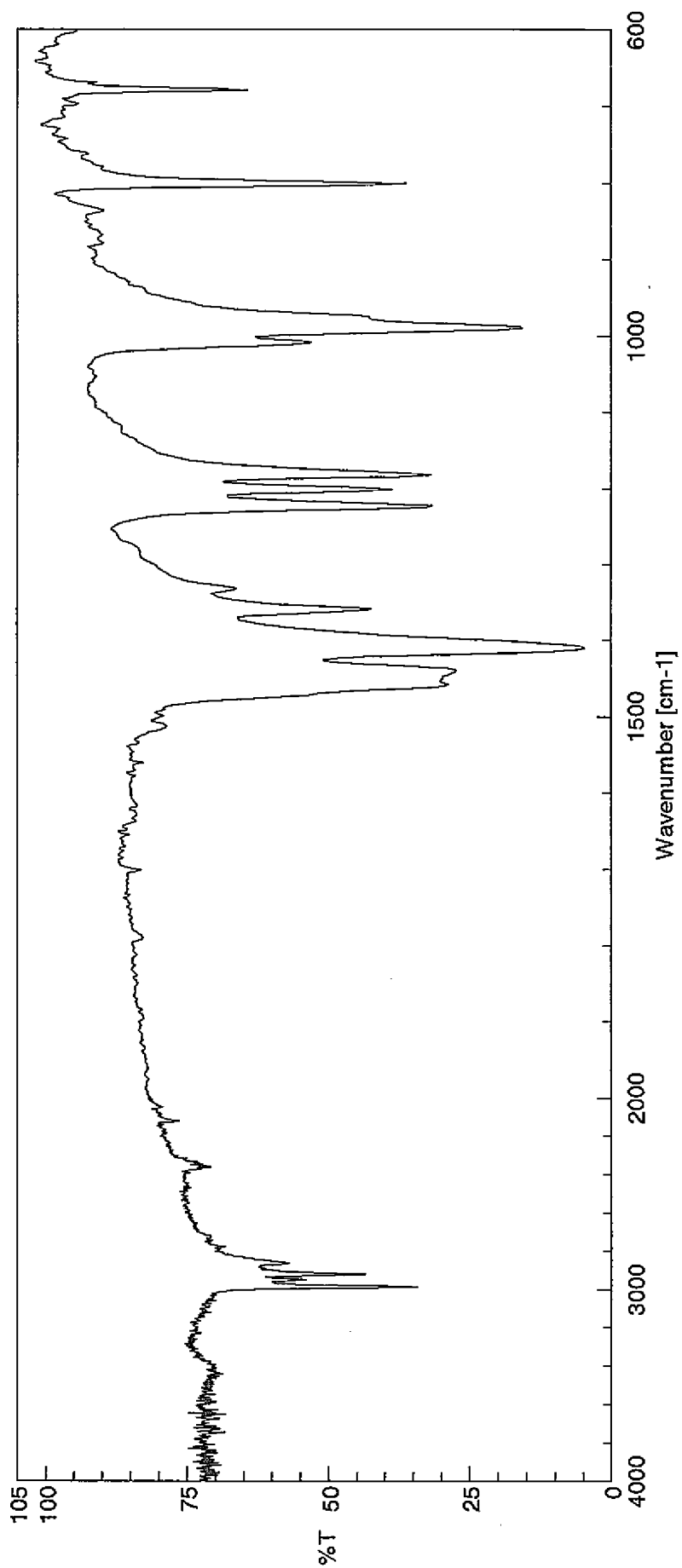
これを受けて、今般、別紙 1～3 のとおり香料の成分規格の確認試験を行うに際し、必要な参照赤外吸収スペクトルを示すので、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。



—— イソブタノール



—— 2 - メチル - 3 , 5 - ジメチルピラジン及び 2 - エチル - 3 , 6 - ジメチルピラジンの混合物



—— 2,3,5,6-テトラメチルピラジン